

大阪市職員共済組合貸付規程

(昭和38年 3月29日制定)

最近改正 平成30年 6月 1日

(目的)

第1条 この規程は、大阪市職員共済組法定款第34条の規定に基づき、大阪市職員共済組合（以下「組合」という。）が行う組合員の臨時の支出に対する貸付事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付の種類)

第2条 貸付の種類は、住宅貸付、災害貸付、介護住宅貸付、高額医療貸付及び出産貸付とする。

2 住宅貸付は、組合員が自ら居住する住宅を新築し、増築し、改築し、修理し若しくは購入（土地付住宅の購入を含む。以下同じ。）し、又は宅地、敷地（現に自ら居住し、かつ、所有している住宅の敷地をいう。以下同じ。）を購入するため臨時の資金を必要とすると認めるときに行う。

3 災害貸付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とすると認めるときに行う。

(1) 災害住宅貸付 組合員が自ら居住する住宅又は宅地、敷地に係る水震火災その他の非常災害（以下「災害」という。）による損害

(2) 災害再貸付 現に住宅貸付又は災害貸付を受けている組合員が自ら居住する住宅又は宅地、敷地に係る災害による損害

4 介護住宅貸付は、組合員が自ら居住する住宅を新築し、購入（中古住宅の購入を除く。）し、増改築する際に、要介護者等に配慮した構造を有する住宅（在宅介護対応住宅）を取得（増改築を含む。）する場合で、その取得に係る臨時の資金を必要と認めるときに行う。

5 高額医療貸付は、組合員及びその被扶養者が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第62条の2に規定する高額療養費（以下高額療養費という。）の支給の対象となる療養について支払うべき金額又は支払った金額を臨時資金として必要とするとときに行う。

6 出産貸付は、組合員が次の各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするとときに行う。

(1) 法第63条第1項に規定する出産費（以下「出産費」という。）の支給の対象となる組合員の出産（妊娠4月以上（85日以上をいう。以下同じ。）の異常分べん又は母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく妊娠4月以上の胎児の人工妊娠中絶をした場合を含む。次号について同じ。）

(2) 法第63条第3項に規定する家族出産費（以下「家族出産費」という。）の支給の対象となる組合員の被扶養者の出産

(貸付の資格)

第3条 貸付を受ける資格は、引き続き組合員期間（法に基づく組合員期間（国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく組合から引き続き組合の組合員となった者の当該

引き続く前の組合の組合員期間を含む。)をいう。以下同じ。) 3年以上の組合員(任意継続組合員を除く。)とし、介護住宅貸付については、組合に対し介護住宅貸付に係る債務のない組合員とする。また、高額医療貸付及び出産貸付にあつては、組合員の資格を取得した日からとする。ただし、理事長が不相当と認めた者を除く。

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用された職員について前項の規定を適用する場合においては、同項中法に基づく組合員期間(国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)に基づく組合から引き続く組合の組合員となった者の当該引き続く前の組合の組合員期間を含む。)をいう。」とあるのは、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用された月以後の組合員期間に限る。」とする。

3 現に貸付を受けている者(高額医療貸付及び出産貸付を除く。)が、再度の貸付を受けるときは、現に受けている貸付金の残額及び利息を一時に返済しなければならない。ただし、直近の貸付に係る貸付目的物件と同一の物件について再度の貸付を受けるとき又は直近の貸付に係る貸付目的物件と異なる物件について災害再貸付の貸付を受けるときは、この限りでない。

4 出産貸付を受けることができる者は、出産費又は家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の組合員又は出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の被扶養者を有する組合員

(2) 妊娠4月以上の組合員で当該組合員本人の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4月以上の被扶養者を有する組合員で当該被扶養者の出産について医療機関等に一時的な支払が必要となった者

(貸付金の額)

第4条 貸付金の額は、次の各号に掲げる貸付の種類及び区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

(1) 住宅貸付に係る貸付金の額は、組合員が貸付金の借受けの申込をした日における給料に、別表第1に掲げる組合員期間の区分に応じ、同表に掲げる月数を乗じて得た額(以下「住宅貸付額」という。)に相当する金額を限度として、ア、イ及びウに掲げる区分により当該ア、イ又はウに掲げる金額の範囲内において10万円単位で理事長が定める。

ア 住宅を新築もしくは購入又は敷地を購入する場合 200,000円から18,000,000円

イ 宅地を購入する場合 200,000円から18,000,000円

ウ 住宅を増改築又は修理する場合 200,000円から10,000,000円

(2) 災害貸付に係る貸付金の額は、次のア及びイに掲げる貸付の区分により、当該ア又はイに掲げる金額の範囲内において20万円以上10万円単位で理事長が定める。

ア 災害住宅貸付 住宅貸付額に相当する金額(当該金額が1,800万円を越えるときは1,800万円)

イ 災害再貸付 住宅貸付額の2倍に相当する金額(当該金額が1,900万円を越える

ときは1,900万円)

(3) 介護住宅貸付に係る貸付金の額は、300万円を限度として、20万円以上10万円単位で理事長が定める。

(4) 高額医療貸付に係る貸付金の額は、一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関又は薬局に支払うべき金額又は支払った金額から、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令352号)第23条の3の2の規定により同条第1項各号に掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額の10分の8を限度とする。ただし算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸し付けない。

(5) 出産貸付に係る貸付金の額は、次のア、イに掲げる額とする。

ア 組合員の出産については、一の貸付事由(多胎出産の場合は、一産児べん出ごとに一の貸付事由)ごとの出産費に相当する額

イ 被扶養者の出産については、前記アにおける一の貸付事由ごとの家族出産費に相当する額

2 前項第1号の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる金額に満たないときは、当該各号に掲げる金額を貸付額とすることができる。

(1) 組合員期間3年以上7年未満の組合員	4,000,000円
(2) 組合員期間7年以上12年未満の組合員	7,000,000円
(3) 組合員期間12年以上17年未満の組合員	9,000,000円
(4) 組合員期間17年以上の組合員	11,000,000円

3 第1項第2号アの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる金額に満たないときは、当該各号に掲げる金額を貸付額とすることができる。

(1) 組合員期間3年以上7年未満の組合員	4,000,000円
(2) 組合員期間7年以上12年未満の組合員	7,000,000円
(3) 組合員期間12年以上17年未満の組合員	9,000,000円
(4) 組合員期間17年以上の組合員	11,000,000円

4 第1項第2号イの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる金額に満たないときは、当該各号に掲げる金額を貸付額とすることができる。

(1) 組合員期間3年以上7年未満の組合員	4,500,000円
(2) 組合員期間7年以上12年未満の組合員	7,500,000円
(3) 組合員期間12年以上17年未満の組合員	9,500,000円
(4) 組合員期間17年以上の組合員	11,500,000円

5 第3条第3項ただし書きの貸付に係る貸付金の額は、第1項第1号若しくは第2号または前3項に規定する金額から、現に受けている貸付金の残額を控除した額に相当する額の範囲内とする。

6 前第1項から第4項(高額医療貸付及び出産貸付を除く。)の場合において、この規程による月賦償還額(現にこの規程による貸付を受けている者にとっては、当該貸付に係る月賦償還額を含む。)は、次の各号に掲げる額を超えない範囲でなければならない。

(1) 貸付の申込をした日における給料の30%に相当する金額から、組合以外のものからこの規程による貸付金に相当する貸付金の月賦償還額を差し引いた金額

(2) 貸付の申込をした日における給料の50%に相当する金額から、すべての借入れによる債務の月賦償還額を差し引いた金額

(貸付金の利率)

第5条 住宅貸付に係る貸付金の利率は次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)の区分に応じ、基準利率が改定された日(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。)から、当該各号に定める利率とし、貸付日の属する月の翌月から返済完了日の属する月までの期間について計算する。

(1) 基準利率が1.0%以下の場合 年1.26%(災害貸付にあつては年0.93%、介護住宅貸付にあつては年1.00%)

(2) 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.76%(災害貸付にあつては年1.43%、介護住宅貸付にあつては年1.50%)

(3) 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年2.26%(災害貸付にあつては年1.93%、介護住宅貸付にあつては年2.00%)

(4) 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.76%(災害貸付にあつては年2.43%、介護住宅貸付にあつては年2.50%)

(5) 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年3.26%(災害貸付にあつては年2.93%、介護住宅貸付にあつては年3.00%)

(6) 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.76%(災害貸付にあつては年3.43%、介護住宅貸付にあつては年3.50%)

(7) 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年4.26%(災害貸付にあつては年3.93%、介護住宅貸付にあつては年4.00%)

(8) 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.76%(災害貸付にあつては年4.43%、介護住宅貸付にあつては年4.50%)

(9) 基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年5.26%(災害貸付にあつては年4.93%、介護住宅貸付にあつては年5.00%)

(10) 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.26%を加えた利率(災害貸付にあつては基準利率に0.07%を減じた利率、介護住宅貸付にあつては基準利率)

2 高額医療貸付金及び出産貸付金には、利息を付さないものとする。

(貸付の申込)

第6条 貸付を受けようとする者(以下「申込人」という。)は、理事長の定める関係書類を調整して、貸付の申込みをしなければならない。ただし、住宅貸付と災害貸付は、同時に申込みすることができない。

2 介護住宅貸付は、住宅貸付又は災害貸付と同時に申込みことができる。

(貸付の決定)

第7条 組合は、前条の書類の提出があったときは、速やかに実情を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

(貸付保険)

第8条 貸付金の貸付（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）を受けた者（以下「借受人」という。）は、住宅貸付、災害住宅貸付及び災害再貸付の種類に応じ、組合を被保険者とする貸付保険（全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）と損害保険会社との間で契約した官公庁等共済組合住宅資金貸付保険をいう。）の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する貸付保険の保険料は、組合が負担する。

(団体信用生命保険)

第9条 借受人は、団体信用生命保険（全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき連合会が生命保険会社と契約した保険をいう。）の適用を受けることができるものとする。

2 前項の規定による団体信用生命保険の適用を申込み者は、当該保険の保険料の全部又は一部を連合会の理事長が定めるところにより負担しなければならない。

(火災共済等)

第10条 借受人は、住宅の新築、増改築、修理及び購入を完了したときから1カ月以内に当該住宅について、火災共済に加入又は火災保険契約を締結しなければならない。

2 借受人は、前項の火災共済又は火災保険の期間が満了したときは、遅滞なく更新の手続を行わなければならない。

3 前2項の共済金額又は保険金額は、貸付目的物件である住宅にかかる貸付金の残額を越えるものでなければならない。

(住宅建築義務)

第11条 借受人が宅地を購入した場合には、借受け後5年以内に住宅建築に着手しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、その期限を3年間を限度として延期することができる。

(住宅貸付金、災害貸付金及び介護住宅貸付金の返済)

第12条 借受人は、貸付金額が300万円以上の場合においては第1号又は第2号に掲げるいずれかの方法により、貸付金額が300万円未満の場合においては第1号に掲げる方法により、貸付を受けた月の翌月から貸付金及び利息を返済しなければならない。ただし、貸付後は返済方法を変更することはできない。

(1) 別表第2に定める回数で元利均等により算出した償還表に定めるところによる月賦償還

(2) 別表第2に定める回数で元利均等により算出した償還表に定めるところによる月賦償還及び別表第3に定める回数で元利均等により算出した償還表に定めるところによる期末手当等（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第22条第1項に規定する手当をいう。以下同じ。）による償還

(3) 前号に掲げる返済にあっては、期末手当等による償還総額（利息を除く。）は、50万円

に整数を乗じて得た額で、貸付金の2分の1に相当する額を限度とする。

2 借受人が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあっては、理事長は前項の規定にかかわらず償還期間外において3年を限度として元金の返済を猶予することができる。この場合において当該猶予した期限に係る利息は第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率が改定された日から、当該各号に定める利率とする。

- (1) 基準利率が1.0%以下の場合 年0.72%
- (2) 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.22%
- (3) 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年1.72%
- (4) 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.22%
- (5) 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年2.72%
- (6) 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.22%
- (7) 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年3.72%
- (8) 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.22%
- (9) 基準利率が5.0%を超え5.0%以下の場合 年4.72%
- (10) 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.28%を減じた利率

3 理事長は、特に事情があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度として元金の返済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、貸付けを受けた月の翌月から支払うものとする。

- (1) 住宅貸付 償還期間内において3月
- (2) 災害貸付 償還期間外において1年

4 借受人（理事長が不適当と認めた者を除く。）が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業（同法第19条に規定する部分休業を除く。以下この項において同じ。）をしている場合又は育児・介護休業法第11条第1項の規定により介護休業をしている場合において、第1項の規定による返済の猶予を希望する旨の申出をしたときは、理事長は、第1項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業又は介護休業の期間の属する月の返済を猶予することができる。この場合において、当該返済を猶予した月の償還金の返済方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。

5 借受人は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、貸付金の残額の全部又は一部を、理事長の定めるところにより繰り上げて返済することができる。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、貸付金の残額の全部又は一部を利息とともに返済しなければならない。

6 借受人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、貸付金の残額及び利息を返済しなけ

ればならない。ただし、第4号に該当する場合で、災害再貸付を受けるとき（災害再貸付を借受けるまでの間に限る。）又は第5号に該当する場合で理事長が特に認めたときはこの限りでない。

(1) 組合員の資格を失ったとき

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき

(3) 申込内容に重大な虚偽が発見されたとき

(4) 貸付目的物件が滅失したとき

(5) その他この規程及びこの規程に基づき理事長が定める細則等に違反したとき

7 前項第3号又は第5号に該当する貸付金の利率は、第5条の規定にかかわらず、年15%以内とする。

8 貸付金を返済する場合における利息の期間の計算については、暦月による月を単位として計算する。

(高額医療貸付金及び出産貸付金の返済)

第12条の2 高額医療貸付金又は出産貸付金は、当該貸付に係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額により償還するものとする。この場合において、当該支給される額が当該償還額より少ないときは、その差額は、理事長が別に指定する日までに償還するものとする。

2 借受人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、貸付金を返済しなければならない。

(1) 第3条第4項の規定に該当しなくなったとき

(2) 申込内容に重大な虚偽が発見されたとき

(3) その他この規程及びこの規程に基づき理事長が定める細則等に違反したとき

(借用証書の返付)

第13条 組合は、借受人が貸付金の返済を完了したときは、理事長が定める方法により、借用証書を借受人に返却する。

(抵当権の削除)

第14条 借受人が貸付金の返済を完了したときは、組合及び借受人は、速やかに抵当権の抹消手続きを行うものとする。

2 前項の手続きに要する費用は、借受人の負担とする。

(事故等の届出)

第15条 借受人は、火災その他の災害等により貸付目的物件に損害を生じたとき又は土地証明書の内容に変更を生じたときは、直ちに、組合に届け出なければならない。

(貸付目的物件に係る禁止行為)

第16条 借受人は、貸付金の償還が完了する以前に当該貸付に係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に貸し付けること

(2) 不動産の全部又は一部を第三者に譲渡すること。ただし、理事長が特別に事情があると

認める場合はこの限りでない。

(3) 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること

第17条 組合は、法に基づく他の共済組合又は国家公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員で、当該共済組合からこの規程に定める貸付と同種の貸付を受けていた者が組合員となった場合において、当該貸付金を返済するために資金を必要とすると認めるときは、第3条本文の規定にかかわらず、貸付を行うことができる。

(細則)

第18条 この規程の施行に関し、必要な細則は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

(第2条に規定する貸付の休止)

2 第2条第1項から第4項までの規定にかかわらず、第2条のうち住宅貸付、災害貸付及び介護住宅貸付については、当分の間休止する。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前の申込人又は借受人の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、償還表の適用については、この限りでない。

3 この規程施行前の借受人の前項ただし書きの規定による改正後の償還表の適用については、改正前の償還表の元金残に対応する改正後の償還表における直近少額の元金額の回数まで返済したものとみなし、その元金残の差額及び利息残については、借受人は別に定める方法により返済しなければならないものとする。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前に内定を受けた者及び借受人の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、第5条の規定及び第12条の別表の適用については、この限りでない。

3 この規程施行前に内定を受けた者及び借受人の前項ただし書きの規定による改正後の償還表の適用については別に定める方法によるものとする。

附 則

この規程は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和46年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に貸付けた貸付金にかかる改正後の第5条の規定については、当該貸付金の施行日後における貸付金残額について適用し、当該貸付金の同日前に負担すべき返済金にかかる利息については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条の2第2項の規定は、施行日後再度の貸付を受ける者について適用し、同日前に再度の貸付を受けた者については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定による借受人の施行日後に行う貸付金残額の調整その他この改正規程の実施の細目については、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の改正後の規定は、この規程施行前に内定を受けた者及び借受人については適用しない。

附 則

1 この規定は、昭和48年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第3条、第4条、第8条及び第8条の2の規定は、施行日後の申込にかかる借受人又は保証人について適用し、同日前の申込にかかる借受人又は保証人については、なお従前の例による。

附 則

1 この規定は、昭和49年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第4条、第8条及び第8条の2の規定は、施行日後の申込にかかる借受人又は保証人について適用し、同日前の申込にかかる借受人又は保証人については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、昭和50年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第4条、第8条及び第8条の2の規定は、施行日後の申込にかかる借受人又は保証人について適用し、同日前の申込にかかる借受人又は保証人については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和54年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条、第8条、第8条の2及び第10条の規定は、施行日以後の申込にかかる借受人又は連帯保証人について適用し、同日前の申込にかかる借受人又は連帯保証人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和55年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条、第6条、第7条及び第16条の2の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和56年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条、第8条、第8条の2の規定は、施行日以後の申込人又は連帯保証人について適用し、同日前の申込にかかる申込人及び連帯保証人については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び第16条の2の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和58年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和59年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「改正後の規程」という。）の第3条、第4条及び第13条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込

人については、なお従前の例による。

- 3 この規程による改正前の大阪市職員共済組合貸付規程第8条、第8条の2、第9条、第10条及び第16条の2の規定は、この規程の施行日前に貸付けられた住宅貸付についてなおその効力を有する。ただし、当該住宅貸付について組合が改正後の規程第8条の規定により貸付保険の契約を締結したときは、当該貸付保険により損害をてん補され得る住宅貸付については、連帯保証債務を免除し、又は抵当権もしくは質権を消滅させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「改正後の規程」という。）第4条及び第12条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の申込人は、前項の規定にかかわらず、その返済方法を改正後の規程第12条第1項第2号に掲げる返済方法に変更することができる。この場合、同条第2項に「貸付金」とあるのは「貸付金の残額」と読み替えるものとする。ただし、変更を希望する場合は、理事長が別に定める期間内に申し出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和62年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び第12条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和62年8月1日から施行する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規程」という。）附則第2項の規定は、昭和62年8月1日（以下「適用日」という。）前の貸付に係る適用日以後の償還期日における利息についても適用し、適用日前の償還期日における利息については、なお従前の例による。

3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日又は新規規程附則第2項に規定する理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における利息については、大阪市職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）第5条に規定する貸付利率を適用する。

4 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後の償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と適用日以後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規規程附則第2項に規定する利率を適用して得た利息とを合算した金額とする。

但し、適用日において、規程第12条第4項各号の事由に該当する未償還元金については、この限りでない。

5 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規定は、昭和63年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条及び第11条の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条及び第11条の規定は、平成2年4月1日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、平成2年6月1日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、平成3年6月1日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成4年5月1日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年1月1日から施行する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規程」という。）附則第2項の規定は、平成5年1月1日（以下「適用日」という。）前の貸付に係る適用日以後の償還期日における利息についても適用し、適用日前の償還期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日又は新規程附則第2項に規定する理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における利息については、大阪市職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）第5条に規定する貸付利率を適用する。

- 4 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後の償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と適用日以後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規程附則第2項に規定する利率を適用して得た利息とを合算した金額とする。

ただし、適用日において、規程第12条第5項各号の事由に該当する未償還元金については、この限りでない。

- 5 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年1月1日から施行する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規程」という。）附則第3項の規程は、平成6年1月1日（以下「新適用日」という。）前に貸し付けた貸付に係る新適用日の前日における未償還元金に係る新適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、新適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 新特例期間が終了した日の属する月の末日又は新規程附則第3項に規定する理事長の定め

る日（以下「新特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付に係る新特例期間等の終了の日における未償還元金に係る新特例期間等の終了の日の翌日から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日又は新規規程附則第2項に規定する理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）までの間に到来する償還期日における利息については、新規規程附則第2項に規定する貸付利率を適用し、また、特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、新規規程第5条に規定する貸付利率を適用する。

4 新特例期間等の終了の日の翌日から特例期間等の終了の日までの間に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日における未償還元金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、新規規程第5条に規定する貸付利率を適用する。

5 新適用日前に貸し付けた貸付金に係る新適用日から新特例期間等の終了の日までの間に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と新適用日以後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規規程附則第3項に規定する利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。

ただし、新規規程第12条第5項各号の事由に該当する未償還元金については、この限りでない。

6 新特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る新特例期間等の終了の日の翌日から特例期間等の終了の日までの間に到来する償還期日（特例期間等の終了の日と新特例期間等の終了の日とが同一の月に属する場合を除く。）における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と新特例期間等の終了の日後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規規程附則第2項に規定する利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。

ただし、新規規程第12条第5項各号の事由に該当する未償還元金については、この限りでない。

7 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と特例期間等の終了の日後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規規程第5条に規定する利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。

ただし、新規規程第12条第5項各号の事由に該当する未償還元金については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成7年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第1項及び第3項、第4条第1項第2号、第3項及び第4項、第5条、第12条第1項第2号及び第3号、第2項、第3項、第5項並びに第6項、第16条並びに第16条の2の規定は、平成7年1月17日以後に発生した災害に係る貸付から適用する。

- 3 改正後の第4条第1項第1号及び第2項の規定は、平成7年4月1日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお、従前の例による。
- 4 災害貸付金に係る新特例期間等の終了の日までの間に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と当該貸付金に係る未償還元金に対する新規程附則第4項に規定する利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。
- 5 新特例期間等の終了の日以前に貸し付けた災害貸付の貸付金に係る新特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と新特例期間等の終了の日後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規程第5条に規定する利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規程」という。）第2条第1項及び第4項、第4条第1項第3号、第5条、第12条第1項及び第5項、第12条の2の規定は、施行日以後の申込人について適用する。
- 3 新規程第13条の規定は、施行日以前の借受人についても適用する。

(利息等に関する経過措置)

- 4 新特例期間が終了した日の属する月の月末又は新規程附則第6項に規定する理事長の定める日（以下「新特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた介護住宅貸付に係る新特例期間等の終了の日における未償還元金に係る新特例期間等の終了の日の翌日から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日又は新規程附則第5項に規定する理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）までの間に到来する償還期日における利息については、新規程附則第5項に規定する貸付利率を適用し、また、特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、新規程第5条に規定する貸付利率を適用する。
- 5 新特例期間等の終了の日の翌日から特例期間等の終了の日までの間に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日における未償還元金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、新規程第5条に規定する貸付利率を適用する。
- 6 新特例期間等の終了の日以前に貸し付けた介護住宅貸付に係る新特例期間等の終了の日の翌日から特例期間等の終了の日までの間に到来する償還期日（特例期間等の終了の日と新特例期間等の終了の日とが同一の月に属する場合を除く。）における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と新特例期間等の終了の日後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規程附則第5項に規定する利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。ただし、新規程第12条第6項各号の事由に該当する未償還元金に

については、この限りでない。

- 7 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた介護住宅貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と特例期間等の終了の日後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規第5条に規定する利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。

ただし、新規第12条第6項各号の事由に該当する未償還元金については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年9月1日から施行する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規規程」という。）附則第2項の規定は、平成7年8月1日（以下「適用日」という。）前の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下、「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又は新規規程附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における利息については、新規規程第5条に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と適用日以後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規規程附則第2項に規定する利率を適用して得た利息を合算した額とする。ただし、新規規程第12条第6項各号の事由に該当する未償還元金については、この限りでない。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において新規規程附則第2項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、改定日等の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と改定日等以後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規規程附則第2項各号に掲げる区分に応じた利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。ただし、新規規程第12条第6項各号の事由に該当する未償還元金についてはこの限りでない。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金に係る償還表に定める償還額のうち元金部分の額と特例期間等の終了の日後における当該貸付金に係る未償還元金に対する新規規程第5条に規定

する利率を適用して得た利息の額とを合算した金額とする。ただし、新規程第12条第6項各号の事由に該当する未償還元金については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成9年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(利息等に関する経過措置)

2 施行日前に貸し付けた貸付金に係る施行日以後に到来する償還期日における償還額は、施行日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第12条第6項各号の事由に該当するものを除く。以下同じ。）を施行日に貸し付け、施行日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で施行日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替について必要な事項は、別に理事長が定める。

3 施行日から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和62年政令第32号）第1条第6号に掲げる利率（以下「資金運用部預託金利率」という。）が年5.25%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）の間においが改定された場合において、資金運用部預託金利率が改定された日又は貸付規程附則第2項に規定する当該改定された日の属する月の末日の翌日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替について必要な事項は、別に理事長が定める。

4 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替について必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年5月1日から施行する。

(利息等に関する経過措置)

2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程附則第2項第5号及び第6号の規定は、平成10年5月1日（以下「適用日」という。）前の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成11年5月1日から施行する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規程」という。）附則第2項の規定は、平成11年5月1日（以下「適用日」という。）前の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和62年政令第32号）第1条第6号に掲げる利率（以下「資金運用部預託金利率」という。）が年5.25%以下の間が終了した日の属する月の末日又は新規程附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、新規程第5条に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第12条第6項各号の事由に該当するものを除く。以下同じ。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替について必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において新規程附則第2項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、改定日等の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替について必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替について必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市職員共済組合貸付規程の規定は、施行日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

(大阪市職員共済組合貸付規程取扱要綱の廃止)

3 大阪市職員共済組合貸付規程取扱要綱（昭和55年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年9月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成13年5月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の大阪市職員共済組合貸付規程第4条第1項第1号、第2号の規定及び別表第1は、平成13年10月1日以後の申込人について適用し、同日前の申込人については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成18年1月1日から施行し、平成17年11月10日から適用する。

（利息等に関する経過措置）

2 平成17年度から平成20年度までの各年度における第5条及び第12条第2項の規定の適用については、第5条中「年3.46%」とあるのは「年3.46%（平成17年度にあつては年2.26%、平成18年度にあつては年2.56%、平成19年度にあつては年2.86%、平成20年度にあつては年3.26%）」と、「年2.88%」とあるのは「年2.88%（平成17年度にあつては年1.88%、平成18年度にあつては年2.13%、平成19年度にあつては年2.38%、平成20年度にあつては年2.72%）」と、「年3.2%」とあるのは「年3.2%（平成17年度にあつては年2.0%、平成18年度にあつては年2.3%、平成19年度にあつては年2.6%、平成20年度にあつては年3.0%）」と、第12条第2項中「年1.88%」とあるのは「年1.88%（平成17年度から平成20年度までにあつては年1.72%）」とする。

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における附則第2項の規定の適用については、同項中

「（1）財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合

（2）財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合

（3）財政融資資金利率が年2.25%以下である場合

住宅貸付にあつては年3.26%、災害貸付にあつては年2.72%、介護住宅貸付に

住宅貸付にあつては年2.76%、災害貸付にあつては年2.3%、介護住宅貸付に住宅貸付にあつては年2.26%、災害貸付にあつては年1.88%、介護住宅貸付にあつては年3.0%とする。

あつては年2.5%とする。

あつては年2.0%とする。」とあるのは、

「財政融資資金利率が年2.3%を下回っている場合

住宅貸付にあつては年2.26%、災害貸付にあつては年1.88%、介護住宅貸付にあつては年2.0%とする。」とする。

- 4 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における附則第2項の規定の適用については、同項中

「(1) 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合

(2) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合

(3) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合

住宅貸付にあつては年3.26%、災害貸付にあつては年2.72%、介護住宅貸付に住宅貸付にあつては年2.76%、災害貸付にあつては年2.3%、介護住宅貸付に住宅貸付にあつては年2.26%、災害貸付にあつては年1.88%、介護住宅貸付にあつては年3.0%とする。

あつては年2.5%とする。

あつては年2.0%とする。」とあるのは、

「(1) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.6%を下回っている場合

(2) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合

住宅貸付にあつては年2.76%、災害貸付にあつては年2.3%、介護住宅貸付に住宅貸付にあつては年2.26%、災害貸付にあつては年1.88%、介護住宅貸付にあつては年2.5%とする。

あつては年2.0%とする。」とする。

- 5 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における附則第2項の規定の適用については、同項中

「(1) 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合

(2) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合

(3) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合

住宅貸付にあつては年3.26%、災害貸付にあつては年2.72%、介護住宅貸付に住宅貸付にあつては年2.76%、災害貸付にあつては年2.3%、介護住宅貸付に住宅貸付にあつては年2.26%、災害貸付にあつては年1.88%、介護住宅貸付にあつては年3.0%とする。

あつては年2.5%とする。

あつては年2.0%とする。」とあるのは、

「(1) 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.0%を下回っている場合

(2) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合

(3) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合

住宅貸付にあつては年3.26%、災害貸付にあつては年2.72%、介護住宅貸付に住宅貸付にあつては年2.76%、災害貸付にあつては年2.3%、介護住宅貸付に住宅貸付にあつては年2.26%、災害貸付にあつては年1.88%、介護住宅貸付にあつては年3.0%とする。

あつては年2.5%とする。

あつては年2.0%とする。」とする。

- 6 この規程の改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規程」という。）附則第2項の規定は、平成17年11月10日（以下「適用日」という。）前の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 7 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は新規程附則第3項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第5条に規定する貸付利率を適用する。
- 8 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第12条第6項各号の事由に該当するものを除く。以下同じ。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 9 適用日から特例期間等の終了の日の間において新規程附則第2項各号に掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は新規程附則第2項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 10 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定め

る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行し、平成17年11月10日から適用する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 平成20年1月1日から平成20年6月30日までの間における大阪市職員共済組合貸付規程附則2項の適用については、附則第2項第1号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「3.2%」とあるのは「2.6%」とし、第2号中の「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「2.66%」とあるのは「2.46%」と、「2.22%」とあるのは「2.05%」とする。
- 3 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間における大阪市職員共済組合貸付規程附則2項の適用については、附則第2項第1号中「3.2%」とあるのは「3.0%」とする。
- 4 この規程の改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規程」という。）附則第2項の規定は、平成20年1月1日（以下「適用日」という。）前の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 5 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2%を下回っている間を終了した日の属する月の末日又は新規程附則第3項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第5条に規定する貸付利率を適用する。
- 6 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第12条第6項各号の事由に該当するものを除く。以下同じ。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 7 適用日から特例期間等の終了の日の間において新規程附則第2項各号に掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は新規程附則第2項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 8 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到

来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 9 第2条第6項第1号に規定する出産費及び同項第2号に規定する家族出産費については、当分の間、地方公務員等共済組合法施行令第23条の4ただし書に定める金額を含まない。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行前の申込に対する貸付は平成21年12月21日の貸付をもって終了し、借受人の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 規程第17条に規定する貸付については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 この規程の改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新規程」という。）附則第2項の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）前の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の

2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.2%を下回っている間を終了した日の属する月の末日又は新規程附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、新規程第5条に規定する貸付利率を適用する。

4 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第12条第6項各号の事由に該当するものを除く。以下同じ。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

5 適用日から特例期間等の終了の日の間において新規程附則第2項各号に掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は新規程附則第2項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

(利息等に関する経過措置)

2 改正後の大阪市職員共済組合貸付規程（以下「新规定」という。）第5条第1項及び第12条第2項の規定は、平成30年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

3 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第12条第6項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金

に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1

組 合 員 期 間	月 数
組合員期間3年以上6年未満	7月
組合員期間6年以上11年未満	15月
組合員期間11年以上16年未満	22月
組合員期間16年以上20年未満	28月
組合員期間20年以上25年未満	43月
組合員期間25年以上30年未満	60月
組合員期間30年以上	69月

別表第2

住宅貸付及び介護住宅貸付				災害貸付			
貸付金額	償還回数	貸付金額	償還回数	貸付金額	償還回数	貸付金額	償還回数
(万円)	(回)	(万円)	(回)	(万円)	(回)	(万円)	(回)
20	60	220	260	20	60	220	260
30	80	230	270	30	80	230	270
40	90	240	270	40	90	240	270
50	100	250	280	50	100	250	280
60	100	260	280	60	100	260	280
70	110	270	290	70	110	270	290
80	120	280	290	80	120	280	290
90	130	290	300	90	130	290	300
100	140	300	300	100	140	300	300
110	150	310	310	110	150	310	310
120	160	320	310	120	160	320	310
130	170	330	320	130	170	330	320
140	180	340	320	140	180	340	320
150	200	350	330	150	200	350	330
160	210	360	330	160	210	360	330
170	220	370	340	170	220	370	340
180	230	380	340	180	230	380	340
190	240	390	350	190	240	390	350
200	250	400	350	200	250	400	350
210	260	410	360	210	260	410	360
		以上				以上	

注 介護住宅貸付に係る貸付金の額は、300万円を限度とする。

別表第3

住宅貸付及び災害貸付					
貸付金額	償還回数	貸付金額	償還回数	貸付金額	償還回数
(万円)	(回)	(万円)	(回)	(万円)	(回)
50	10	300	35	550	45
100	20	350	35	600	50
150	25	400	40	以上	
200	30	450	40		
250	30	500	45		